

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)					
②名称	Patent Office, Hellenic Industrial Property Organization (HIPO) Trademark Office General Secretariat of Commerce & Consumer's Protection Ministry of Development & Investments					
③所在地	(Patent) 5, Gianni Stavroulaki str., Paradissos Amaroussiou, GR-151 25 Athens (Trademark) Kanning Square, GR-101 81 Athens					
④連絡先	(Patent)	(電話)	(30 210) 61 83 582	(Trademark)	(電話)	(30 210) 38 93 488
		(FAX)	(30 210) 68 19 231		(FAX)	(30 210) 38 46 523
		(internet)	http://www.obi.gr/el/		(internet)	www.gge.gr
		(E-mail)	info@obi.gr		(E-mail)	imichail@gge.gr
⑤組織の長	(Patent)	Director General :			(Trademark)	Directress :
		Mr. Panagiotis Kanellopoulos				Mr. Ioannis Michail
⑥沿革	<p>(1) ギリシャにおいては、最初に商標法が1939年に法律No.1998により制定され、1940年1月1日に施行された。この商標法は、1975年、続いて1994年に改正されている。</p> <p>(2) 特許、意匠法は、1954年に法律No. 3026が施行された。</p> <p>(3) 最新の知財法は次の通り。</p> <p>特許法(1996年1月1日施行、1995年法律第2359号。実用新案法を含む)</p> <p>意匠法(2002年3月6日施行、2002年大統領令第161号)</p> <p>商標法(2012年10月11日施行、2012年第4072号(1994年法律第2239号の改正法))</p>					
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1976/3/4	1920/11/9	1991/10/22			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
	1983/8/29	1924/10/2		1994/2/9	1993/1/6	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
				2010/3/14	2010/3/14	
		ヘーグ				
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン	
	1993/10/30		1997/4/18			
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	2000/4/10	1990/10/9	1999/9/4	1998/11/7		
ストラスブール	ウィーン	WTO				
1997/10/21		1995/1/1				

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)				
①統計データ	出願件数	2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	594	763	926
(内 外国出願)		238	363	532	648
(内 日本から)		1	4	2	
(内 PCTルート)					
実用新案	全数	29	17	21	18
	(内 外国出願)	14	7	8	5
意匠	全数	143	131	135	131
	(内 外国出願)	62	54	39	52
	(内 日本から)			1	
商標	全数	1,268	1,022	1,096	932
	(内 外国出願)	1,268	1,022	1,095	932
	(内 日本から)	24	8	8	3
	登録件数	2019年	2020年	2021年	2022年
特許	全数	248	223	252	224
	(内 外国出願)	11	10	12	8
	(内 日本から)	1		5	1
	(内 PCTルート)				
実用新案	全数	33	20	24	22
	(内 外国出願)	8	11	6	7
意匠	全数	126	130	120	151
	(内 外国出願)	55	57	34	48
	(内 日本から)				
商標	全数	1,395	1,092	1,110	1,014
	(内 外国出願)	1,395	1,092	1,110	1,013
	(内 日本から)	28	10	8	7
出典: WIPO IP Statistics					

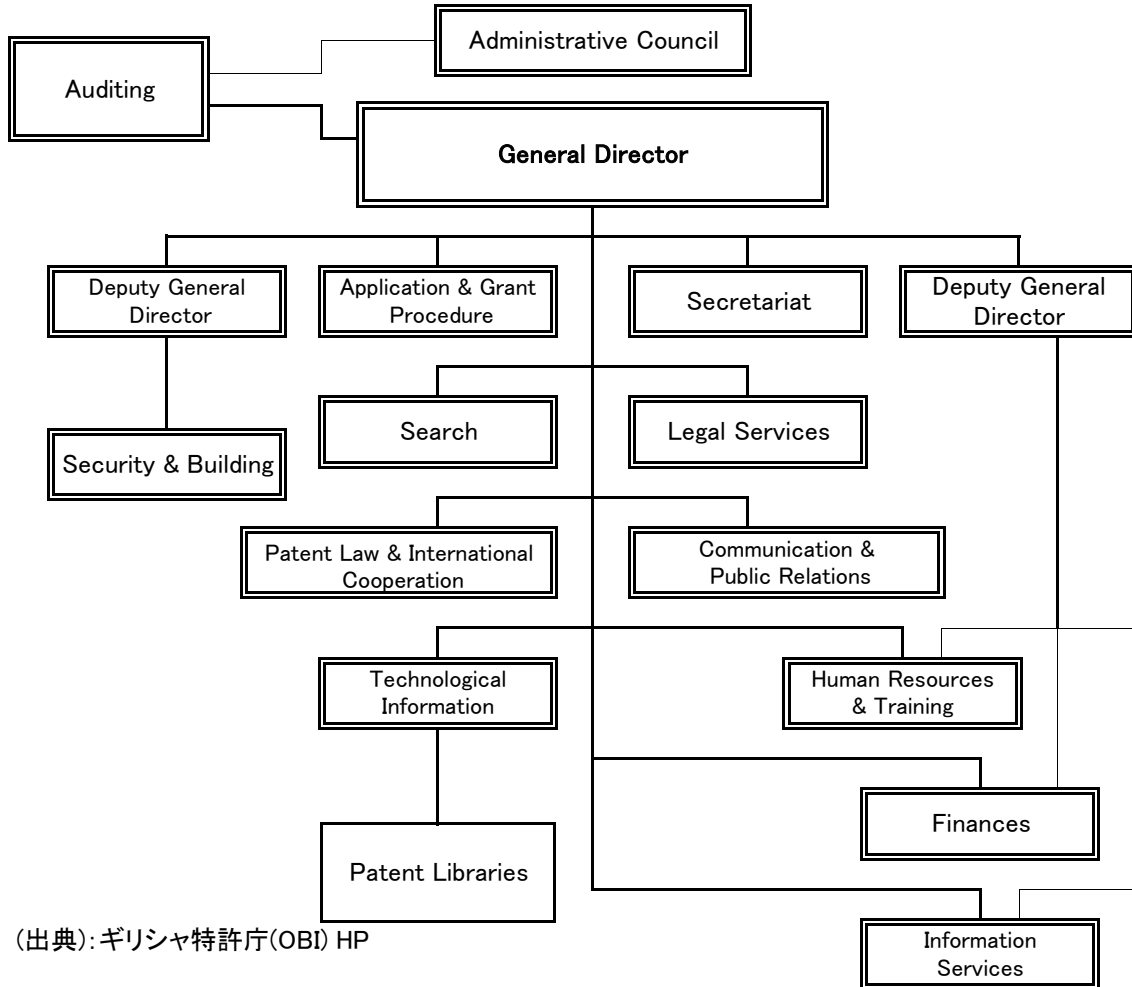
①国名

Hellenic Republic (GR)
(ギリシャ共和国)

⑫ 組 織

<組織図>

工業所有権局(Industrial Property Office (BOI))及び商標局(Trademark Office)は、開発省
(Ministry of Development)の下部組織である。
<Hellenic Industrial Property Organisation - OBI>



<Trademark Office>

Section A 及び Section B から構成されている。

A: Section of Trademark Application (11 employees)

B: Section of Trademark Registration (27 employees)

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)			
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年版(2011年5月24日法律No.3966)		
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ		
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国		
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第6条(1))		
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許規則第3条)		
	⑦出願言語	ギリシャ語、英語、フランス語又はドイツ語。ギリシャ語以外による場合、4月以内に 翻訳文を提出しなければならない。(特許規則第4条(1)、第11条(1))		
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から起算して20年。 (特許法第11条)		
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第5条(3))		
	⑩グレースピリオド	有。出願人又はその前権原者の権利の明白な乱用による開示又は公式の 博覧会における展示から6ヶ月 (特許法第5条(9))		
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学の理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 知的活動、ゲーム及び業務遂行のための計画、規則及び方法、並びに コンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (特許法第5条(2)、(6)～(8))		
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第8条(2)～(12))		
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第8条(2)～(12))		
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。		
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日後18月経過後、出願は公告(公開)される。 (特許法第7条(12))		
	⑯異議申立制度の有無	無。 (特許法第8条(2)～(13)、第15条)		
	⑰無効審判制度の有無	無。無効は、裁判所への手続きによる。 (特許法第15条)		
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、又は特許付与日から3年の何れか遅い方。 (特許法第13条(1)、(10))		
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 30 EUR(10クレームまで) 17 EUR(10超の各クレームにつき) 調査手数料 150 EUR 調査報告作成料 800 EUR 登録料 95 EUR [特許権維持に掛かる費用] 年金 5年次 60 EUR 13年次 310 EUR 6年次 80 EUR 14年次 360 EUR 7年次 90 EUR 15年次 420 EUR 8年次 110 EUR 16年次 520 EUR 9年次 135 EUR 17年次 620 EUR 10年次 180 EUR 18年次 750 EUR 11年次 220 EUR 19年次 850 EUR 12年次 260 EUR 20年次 950 EUR		

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
	⑩料金減免措置の有無	無。
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	(ギリシャにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	1998年1月1日施行(1997年法律第2516号)
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第19条(6)、第6条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許規則第3条、第11条(1))
	⑦出願言語	ギリシャ語、英語、フランス語又はドイツ語。ギリシャ語以外による場合、4月以内に翻訳文を提出しなければならない。(特許規則第4条(1)、第11条(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から起算して7年。 (特許法第19条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第19条(6)、第5条(3))
	⑩「グレースピリオド」	有。出願人又はその前権原者の権利の明白な乱用による開示又は公式の博覧会における展示による開示。期間は、開示日から6月。(特許法第5条(9))
	⑪不登録対象	明確な形状及び形態を有する新規かつ産業上利用可能な3次元対象物に該当しない考案。 (特許法第19条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第19条(5))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第19条(5))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日後18月経過後、出願は公告(公開)される。 (特許法第19条(6)、第7条(12))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (特許法第19条(5)、第8条(13)、第15条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効は、裁判所への手続きによる。 (特許法第19条(6)、第15条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、又は特許付与日から3年の何れか遅い方。 (特許法第19条(6)、第13条(1)、(10))
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 30 EUR(10クレームまで) 17 EUR(10超の各クレームにつき) 登録料 57 EUR(10クレームまで) [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 5年次 60 EUR 6年次 80 EUR 7年次 90 EUR
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年版(2011年5月24日法律No.3966)
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作考案者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第17条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (意匠法第20条(2))
	⑦出願言語	ギリシャ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に延長できる。最長25年。 (意匠法第29条)
	⑨新規性の判断基準	欧州域内公知、欧州域内刊行物
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも12月。(意匠法第14条(2)) (1) 意匠の創作者又は承継人の行為による意匠の開示、又は意匠の創作者又は承継人から知得した第三者による意匠の開示。 (2) 意匠の創作者又は承継人に対する信義に反する濫用による意匠の開示。
	⑪不登録対象	(1) 公の秩序又は善良な道徳に反する意匠 (2) 製品の形状の特徴が、専らその技術的機能に従うものである場合 (3) 製品の外観の特徴が、その正確な形状及び寸法で複製しなければならないものであり、それによってその意匠を包含又は適用する製品が、その他の製品と機械的に結合できるものである場合、若しくはその他の製品との間で互いにその機能を満たすことができる方法で、その他の製品の内部、周囲又は表面に載置することができるものである場合 (意匠法第15条(1))
	⑫実体審査の有無	無。登録出願は、方式要件について審査される。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法第20条(3))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先日から12月を超えない範囲内で、意匠の公表の遅延を請求することができる。 (意匠法第20条(3)(g))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は、裁判所に提訴することができる。 (意匠法第16条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)		
	⑭費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 20 EUR(1意匠) 8 EUR(1超の各意匠につき)	
		公告料 14 UEUR	
		公告付加料 3 EUR(1超の各意匠につき)	
		[意匠権維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料	
		第2回目の5年間 58 EUR	
		第3回目の5年間 58 EUR	
		第4回目の5年間 72 EUR	
	第5回目の5年間 88 EUR		
	⑮料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Hellenic Republic (GR) (ギリシャ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2012年10月11日施行(2012年法律第4072号)
	③地理的効力の範囲	ギリシャ国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、音響商標、三次元商標 (商標法第1条)
	⑦出願人資格	自然人及び、承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第4条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑪出願言語	ギリシャ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第21条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1)顕著性を欠く標識 (2)取引において、商品若しくはサービス提供の種類、性質、品質、数量、意図される目的、価値、原産地若しくは製造時期、又は商品若しくはサービスの他の特質を指定するのに役立つ標識又は表示のみから成る標識 (3)現行の言葉又は善意のかつ確立された取引慣行において常用される標識又は表示のみから成る商標 (4)商品自体の性質に由来するか若しくは技術的成果を得るのに必要である形状、又は商品に実質的価値を与える形状のみから成る商標 (5)公序良俗に反する商標(6) (6)商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について公衆を欺瞞するおそれのある商標 (7)パリ条約第6条の3に規定される国の旗章、紋章、象徴、紋章の付いた盾及び印章で同条に規定されるものから成る場合 (商標法第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第4条(2)(c))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第3条、第4条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。

